

【受領委任払いによる住宅改修費の支給の流れ】 ※利用者の負担割合が1割の場合

- ①住宅改修について、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談します。
利用者は、住宅改修についてケアマネジャー等に相談し、住宅改修を必要とする旨を記載した理由書を作成してもらいます。
（※要支援1・2の方は原則地域包括支援センターに相談してください。）
（※理由書の作成については介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター2級以上・作業療法士のいずれかの資格が必要となります。）



- ②住宅改修をする前に、市に事前申請をしてください。
＜提出書類＞
- 1 介護保険住宅改修事前審査票兼承認通知書（受領委任払い用）
 - 2 住宅改修理由書（ケアマネジャー等に作成してもらってください。）
 - 3 工事見積書
 - 4 改修前の状態が確認できる写真（日付の入ったもの）
 - 5 住宅改修箇所を示す平面図
 - 6 住宅の所有者の承諾書（借家等の場合）



- ③市役所から承認通知書が届いたら、住宅改修登録事業者に依頼し、改修を行います。
和歌山市が申請書を確認した後、利用者様あてに承認通知書を送付します。
その後、住宅改修を行ってください。



- ④改修費用を施工業者に支払い、領収書を受け取ってください。
利用者は、改修費用の利用者負担割合、1割相当額を住宅改修登録事業者を支払います。
その際、1割の領収書を受け取り、改修費用や支払った金額を確認します。



- ⑤住宅改修後、市に支給申請をしてください。
＜提出書類＞
- 1 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
 - 2 工事費内訳書
 - 3 1割負担の領収証（あて名は利用者本人のもの）
 - 4 改修後の状態が確認できる写真（日付の入ったもの）
 - 5 承認通知書（写しでも可）



- ⑥改修費用の9割相当額（18万円が上限）が住宅改修登録事業者を支払われます。
住宅改修登録事業者の口座に住宅改修費が振り込まれます。